

20100821 日本危機管理学総研_議事録

日時：2010年8月21日（土）15:00-17:50

場所：東京・竹橋 ちよだプラットフォームスクウェア

テーマ：「学校の安全対策 ～子どもが被害者となる犯罪への対策を中心として～」

発表者：石田善顕氏

（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長補佐（学校安全対策専門官））

参加者：参加者 8人（発表者除く）

（財務コンサルタント、NPO 理事長、会社員、教員、公務員、行政書士・司法書士など）

理事長から開会挨拶、戦略研／危機研の趣旨。また、今回ミーティング趣旨

→資料「戦略研概要」

近況報告：

- ・以前、学校防犯施設設置の会社にいました。
- ・私立校にて、学校安全担当をしています。
- ・2人の子どもがいます。
- ・ネット関連の会社に勤めています。
- ・農業ラジオの取材にて、公立小学校に取材に行ったことがあります。
- ・昨年、横浜市内の私立幼稚園の安全（交通事故、犯罪、災害）に関する調査を行いました。

発表：「学校の安全対策 ～子どもが被害者となる犯罪への対策を中心として～」

目次：

1. 学校安全とは
2. 学校安全に係る施策展開

1. 学校安全とは

学校安全は、3領域からなる。すなわち、①防犯を含む生活安全、②交通安全、③災害安全からなる。

今回は、①生活安全を中心にお話する。

①生活安全は、「日常生活で起こる事件・事故災害」、「児童生徒等が不審者により危害加えられる事件」も少なくないことから、犯罪被害防止も重要な内容の一つとなる。

また、具体的には、池田小学校事件のような不法侵入・殺傷事件や、天窓や窓、ベランダからの転落事故のほか、中高生が加害者となる自転車事故なども含まれる。

- 1-1. 学校内や通学路で発生した近年の主な事件
 - 1-2. 少年の刑法犯被害認知件数の推移
→小学生対策が中心となる（今回の発表の主な対象）。
 - 1-3. 学校安全の充実を図るための方策（学校安全関係）に関する中央教育審議会答申（平成20年7月）
2. 学校安全に係る施策展開（上記1-3の答申による）
- 学校安全に係る施策展開は、以下の3点による。
- ①法令による対応
学校保健法の改正（平成21年4月施行）等。
法律名が「学校保健安全法」となり、学校安全にも配慮する規定が盛り込まれる。
具体的には、学校安全計画の策定、実施を義務付け。
また、危険等発生時の対処要領の作成を義務付け。
家庭、地域社会との連携を図った学校安全の推進に関して努力義務。
 - ②予算による対応
子ども安心プロジェクトの推進等。
具体的には、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガードリーダーの配置、養成講習会の開催。各地域の子どもの見守り活動の支援）、
地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集の作成、
学校安全参考資料『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』
など。
 - ③通知等の情報提供
各学校への事件時における適切な対応を促す通知や、研修、参考資料の配布等。
- 2-1. 「犯罪から子どもを守るための対策」の概要（平成17年12月犯罪対策閣僚会議に報告。平成21年12月最終改定）
- (1) 登下校時の安全確保等のための対策（現在進行中の事項及び今後の推進事項）
 - ①学校における対策
 - ・防犯教育の推進（危険を予測・回避する能力を身に付けさせる）
 - ・防犯教室の推進
 - ②地域における対策
 - ・犯罪を起こしにくい環境整備（緊急通報装置等の整備等）
 - ・子どもを守るための諸活動の充実（スクールガードの養成や子ども110番の家に対

する支援など)

- ・ 情報通信技術や防犯ブザーの活用

③犯罪対策

- ・ 取締りの強化
- ・ 犯罪防止、再犯防止

(2) 犯罪から子どもを守るための総合対策（現在進行中の事項及び今後の推進事項）

①学校における対策

- ・ 学校の安全対策の充実（危機管理マニュアルの活用など）
- ・ 防犯教育の推進（2-1（1）①と同じ）
- ・ 学校施設の安全
- ・ 情報モラル教育の推進

②地域における対策

- ・ 犯罪を起こしにくい環境整備（2-1（1）②のほか、安全・安心等に配慮した商業施設整備、防犯まちづくりの推進等）
- ・ 子どもを守る諸活動の充実（2-1（1）②のほか、コンビニエンスストアのセーフティステーション化等）

③犯罪対策

- ・ 取締りの強化（2-1（1）③のほか、インターネット上の違法・有害情報対策等）
- ・ 犯罪防止、再犯防止（2-1（1）③のほか、インターネット上の違法・有害コンテンツに対応したレイティング基準の整備とフィルタリングの推進）

2-2. 不審者侵入時の対応について（平成17年3月通知）

- ・ 学校への不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の確立
- ・ 学校への不審者の侵入に備えた取組み
- ・ 学校、家庭、地域が連携した安全・安心な学校づくり等

2-3. 登下校時の安全確保について（平成17年12月通知）

- ・ 通学時の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底
- ・ 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底
- ・ 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進
- ・ 不審者等に関する情報の共有
- ・ 警察との連携

参加者全員にて意見交換／議論（全員私人の立場にて行なう）：

- ・学校の安全に関して、政府／文部科学省として法による強制力を行使できないのですか？
→学校の安全に関しては、学校の設置者、例えば公立学校であれば各地域の教育委員会が主体となりますので、文部科学省が直接措置することは基本的にできません。

- ・文部科学省からの通知につき、公立校と私立校で差があるのですが？
→情報提供WEBを開設しています。
→メーリングリストやメールマガジンなどインターネットの活用はできないのだろうか。

- ・学校では、新しい対策につき時間が取れない。総合学習以外に、安全教育という授業を作れないだろうか。
- ・正式な授業でないと、校内の調整が難しい。また、安全教室を行なう警察との調整も難しい。

- ・「地域ぐるみ」について、地域住民の関心は高いですか？
→教員が、地域との連携がわからない場合もあります。
→そもそも、教員がその勤め先の学校の近所に住んでいないこともあります。
→私立校では更に地域との連携が薄くなる。

- ・公立校の教員の異動を、中期的にできないのですか？
→ジョブローテーションの意味もあり、一校にずっととどまるのは難しい。
→私立校では異動はないのですが。
→教員の育成手段は他にないのだろうか。たとえば、研修など。
→ある県ですと、県庁所在地の市への異動希望が教員から出ます。

- ・50・60校の設備等の調査をしましたが、学校において、安全の錯覚が起こっていることが多いようです。たとえば、防犯カメラについては、それを設置することではなく、いかに運用するかが安全にとり重要です。

- ・学校の安全に関しては、「人」（人的資源）がキーワードになります。

- ・文部科学省として、通知や対応へのフィードバックはどのように受けているのですか？
→アンケートなどマスとしての把握となります。

- ・少年の刑法犯被害認知件数の推移ですが、平成15年ごろから比べて、減少しているのは事実なのでしょうか？
→平成15年ごろに、被害認知のやり方を警察が変更したので(桶川ストーカー事件などの影響)、

統計上の数字としては疑問があるとの統計学者の意見もあります。

- ・痴漢などの被害に遭った場合、周りの大人に助けを求めるように指導していたが、実際に痴漢被害に遭ったとき、周りの大人は助けてくれなかった
- ・子ども110番ですが、刃物を持った犯罪者に子どもが追いかけられたりする状況を本当に想定しているのでしょうか？ その場合に、子どもをいかにかくまうか、いかに警察や近所に連絡するかなどの対処を想定しているのでしょうか？

理事長よりまとめ：

文部科学省の学校の安全政策につき詳しく知ることができました。学校の安全、子どもの安全に関する人的資源のさらなる育成が必要と痛感しました。また、学校の正式な授業として、「安全」（あるいは、生命・身体だけでなく財産も含めて、生きる上でのリスクにいかに対処するか）という教科を創るか、あるいは、学習指導要領にあるように、保健体育や、社会、理科などの教科にて、防災以外についても安全教育を行なうべきではないかと考えました。